

## II 第7期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第7期では川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の4部門で、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会

対話部会

行動計画部会

条例検証部会

### 1 子どもの権利に関する実態・意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査である。2020（令和2）年に7回目の調査として、条例の認知度や子どもの生活実態等について実施した。

#### （1）調査概要

##### ア アンケート調査

2020（令和2）年9月 郵送により実施

##### （ア）調査対象

3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・ 子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・ おとな（満18歳以上） 900人
- ・ 職員（市立施設・学校等） 500人

##### （イ）回収結果

1,270票（回収率36.3%）

- ・ 子ども 604票(28.8%)
- ・ おとな 322票(35.8%)
- ・ 職員 344票(68.8%)

#### （2）結果の概要

##### ア アンケート調査から

##### （ア）条例の認知度について

「川崎市子どもの権利に関する条例」について、「知っている」、「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合は、子ども52.5%（前回49.7%）、おとな33.2%（前回38.3%）、職員98.2%（前回97.6%）でした。条例の認知度は子どもと職員は前回調査より増加しましたが、おとなは前回調査より減少しました。

(イ) 条例認知の手段について

子どもでは「学校で配布されたパンフレット」「学校の先生の話」と回答する割合が高く、おとなでも「学校で配布されたパンフレット」が多くなった。職員は、「職場での話」、「パンフレット」という回答の割合が高くなった。

(ウ) 自己に対する評価について

「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが全体で70.2%と、前回調査の71.8%から減少した。

(3) 公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ 市公式ウェブサイトに掲載 <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000127147.html>

2 検証活動としての「対話」

(1) 対話

川崎市子どもの権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされています(条例第39条第3項)。

そこで、市長から諮問された「子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について」に関する施策(事業)を検証するにあたって意見を求めるため、市民、行政職員との対話を実施した。

<第1回>

日 時	2021(令和3)年6月20日(日) 10:00~14:15
会 場	市内フリースペース
対 象	川崎市子ども会議の子ども 計10人
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例について</li><li>・ 自分の気持ちについて</li><li>・ 居場所について</li><li>・ 自己肯定感について</li><li>・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか</li></ul>

<第2回>

日 時	2021(令和3)年6月28日(月) 19:00~20:00
会 場	市内児童養護施設
対 象	児童養護施設の子ども 計3人
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 条例について</li><li>・ 自分の気持ちについて</li><li>・ 居場所について</li><li>・ 自己肯定感について</li><li>・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか</li></ul>

<第3回>

日 時	2021（令和3）年7月7日（水） 10：00～14：15
会 場	市内フリースペース
対 象	不登校の子ども 計5人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例について</li> <li>・ 自分の気持ちについて</li> <li>・ 居場所について</li> <li>・ 自己肯定感について</li> <li>・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか</li> </ul>

<第4回>

日 時	2021（令和3）年7月12日（月） 13：30～14：45
会 場	川崎市役所第3庁舎12階健康福祉局会議室
対 象	電話相談窓口の担当者 計2人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例について</li> <li>・ 子どもの実情について</li> <li>・ 緊急事態宣言による休校の子どもへの影響について ほか</li> </ul>

<第5回>

日 時	2021（令和3）年7月26日（月） 17：00～18：30
会 場	市内スポーツクラブ
対 象	地域総合型スポーツクラブの子ども 計8人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例について</li> <li>・ 自分の気持ちについて</li> <li>・ 居場所について</li> <li>・ 自己肯定感について</li> <li>・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか</li> </ul>

<第6回>

日 時	2021（令和3）年7月28日（水） 15：00～16：30
会 場	市内こども文化センター
対 象	こども文化センターの子ども 計9人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例について</li> <li>・ 自分の気持ちについて</li> <li>・ 居場所について</li> <li>・ 自己肯定感について</li> <li>・ 緊急事態宣言による休校中の過ごし方について ほか</li> </ul>

<第7回>

日 時	2021（令和3）年9月7日（火） 10：00～12：00
会 場	川崎市役所第3庁舎13階こども未来局会議室
対 象	教育委員会事務局教育政策室 職員2名、市民文化局協働・連携推進課 職員2名
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の学習について</li> <li>・ 課題について</li> <li>・ かわさきワカモノ未来Projectについて</li> <li>・ 若者の社会参加について ほか</li> </ul>

(2) 川崎市子どもの権利条例について語る会

<第1回>

日 時	2021（令和3）年12月3日（金） 15：00～17：00
会 場	川崎市役所第3庁舎15階 第1・第2会議室
対 象	条例制定に関わった方及び歴代権利委員会委員長 計5人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定による影響や効果について</li> <li>・ 条例の先進性とマンネリ化について</li> <li>・ 条例の今後について</li> </ul>

<第2回>

日 時	2021（令和3）年12月6日（月） 18：00～19：00
会 場	川崎市役所第3庁舎15階 第2・第3会議室
対 象	条例制定に関わった方及び歴代権利委員会委員 計2人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定による影響や効果について</li> <li>・ 条例の先進性とマンネリ化について</li> <li>・ 条例の今後について</li> </ul>

(3) 川崎市子ども会議との意見交換会

日 時	2022（令和4）年3月6日（日） 10：00～12：00
会 場	市内フリースペース
対 象	川崎市子ども会議の子ども 計10人
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第7期子どもの権利委員会答申案について</li> </ul>

### 3 子どもからみた子どもの権利条例の検証とおとなの子どもへの関わり方（答申）

実施日 2022（令和4）年6月17日（金）

実施場所 市長応接室

出席委員 佐々木委員長、加藤委員、金子委員、川崎委員、  
霜倉委員、鈴木委員、出口委員、畑委員

#### 【答申における視点】

子どもをはじめとする市民参加の視点を重視し、地域の中で子ども自身をはじめ、子どもに関わる人や組織の持つ力を一層伸ばすものとなっているかに注目するとともに、子育てや教育等に関わる施設（事業）の所管部署との意見交換も重視しながら課題の把握に努めた。

#### 【子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況についての提言】

提言1 子どもの参加・意見表明の機会・実情を再確認しつつより積極的な支援策を

- ・子どもに関わることを決める際は、できるかぎり、当事者である子どもの意見が反映できるようにつとめること。特に、学校における子どもの参加・意見表明の機会については、おとな・職員が感じている以上に、より丁寧な対応を行うこと。
- ・子どもが自ら参加し、意見表明できるために、子どもに対するトレーニングを行うとともに、子どもの声をおとなが聴くトレーニングを行うこと。
- ・あらゆる場面で、子どもの参加・意見表明を促進するために、子どもの参加・意見表明の必要性を市民に広く伝えること。また、特に学校・行政組織においては、子どもの参加・意見表明を有効的に実施するための実施ガイド(マニュアル)を整備すること。

提言2 地域の「居場所」の充実等子ども・子育て支援の推進と情報の共有促進を

- ・家庭や学校以外に、子ども自身が「居場所」と感じることでできる空間の必要性を広く伝えていくこと。
- ・地域における「子どもの居場所」を充実させるために、サポート(資金面、ソフト面)を充実するとともに、行政内部の関係部署との連携強化を図ること。
- ・地域における「子どもの居場所」に取り組む人・事業者の連携・協働を促進すること。

提言3 広報や権利の学びを含め相談・救済のいっそう利用しやすくする取組の拡充を

- ・相談担当者に親近感をもってもらうこと。
- ・相談日程を増やし、テキストベースの相談を増やす等の相談機会の更なる拡充を行うこと。
- ・周囲が頼られることを受容するとともに、子どもも自発的に相談ができるよう多方面への取り組みを行うこと。

提言4 子どもの権利条例を学ぶことと生かすことを一体化した、実践的な子どもの権利学習と広報活動を展開すること

- ・子どもの権利は子どもにとって最も身近なものであるから、条例に基づくおとなの関わりや環境づくりを推進し、子どもが日々の生活経験をとおして権利を実感できるようにすること。

- ・そのために、おとなは子どもの権利内容と実践方法を学ぶ必要がある。学校や施設の教職員に対する実践的な研修活動を強化し、市民を対象とした広報活動や学習の機会を拡充すること。
- ・学校における子どもの権利学習を教育課程に位置付けることによって、子どもの権利学習をすべての学校において最優先におこなうこと。条例を子どもの生活に根づかせるために、児童生徒が権利条例を身近に感じる啓発資料により、さらに周知を図ること。

提言5 条例の根拠に遡り、条例の根拠を明示して、各部局・各現場の職員が職務遂行すること

- ・市の施策が、条例が定めている「一人一人の子どもを支援すること」に繋がっているか、日常的な遡りを行うこと。
- ・市の施策遂行の根拠として、常時条例の具体的条項をあえて示すこと
- ・市職員（教育・福祉・医療含む。）が、子ども、親等、施設関係者、市民活動団体等に関わる時に、条例が定める子どもの「7つの権利」を示して、関わる（支援）理由と具体的内容を説明すること。

